

議案第76号

建物の譲渡について

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、社会福祉法人が運営する母子生活支援施設について、当該法人による建替えにより機能の充実を図るため、その建物を無償で譲渡する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

建物の譲渡について

社会福祉法人が運営する母子生活支援施設について、当該法人による建替えにより機能の充実を図るため、建物を次のように無償で譲渡する。

- 1 所在地 福岡市早良区百道三丁目18番8号
- 2 譲渡する建物 鉄筋コンクリート造4階建（延面積873.63平方メートル）
- 3 譲渡の相手方 福岡市早良区小田部六丁目12番4号  
社会福祉法人 福岡県母子福祉協会